

平成23年度夏季レクリエーション活動費助成要領

1 目的

障害児が夏季(及び秋季)休み期間を有意義に過ごすことができるよう実施する民間団体のレクリエーション活動に対して助成することにより、障害児の心身の健全な発達を促進することを目的とする。

2 対象事業・経費

助成の対象とする事業は、次のとおりとする。

- (1) 実施主体 県内の障害児父母の会等、障害児の福祉の向上を図る民間団体
(以下「団体」という。)
- (2) 規模 在宅の障害児(20歳未満)5名程度以上
- (3) 内容 キャンプ、ハイキング、見学会等
- (4) 助成対象経費 交通費、入場(園)料、宿泊費、ボランティア関係経費、
その他レクリエーション活動に必要な経費

3 助成額

原則として、2(4)に規定する助成対象経費の4分の1以内(千円未満切捨て)で、5万円を上限とする。なお、対象事業の規模により、財団法人神奈川心身障害児福祉基金財団(以下「財団」という)において金額を調整する場合がある。

4 申請手続き

助成を希望する団体は、次により財団の理事長に申請する。

- (1) 提出書類 夏季レクリエーション活動費助成申請書(様式17)
事業計画書(様式18)
収支予算書(様式21)
助成金受領に関する依頼書(様式23)
- (2) 申込先 〒231-8588 横浜市中区日本大通1 障害福祉課内
財団法人神奈川心身障害児福祉基金財団
※封筒の表面に「夏季レク一般申請書在中」と朱書きする。
- (3) 提出期限 平成23年6月24日(金) 必着

5 助成決定

財団は事業の実施主体及び内容等を審査の上、助成対象を決定する。審査の結果は、全ての団体あてに通知する。通知の時期は平成23年7月中旬を予定しているが、選考作業の状況により、時期を変更することがある。

6 実績報告

助成を受けた団体は事業終了後1ヶ月以内に、夏季レクリエーション活動費助成実績報告書(様式19)に事業報告書(様式20)及び収支報告書(様式22)を添えて、財団の理事長に提出する。

7 情報の提供

助成を受けた団体は事業実施に係る要綱、チラシ等に財団の補助事業であることを明記すること。また、財団は助成した団体名、事業名、事業内容、代表者氏名、連絡先を公表できるものとする。